

答申書

(答申第21-1号)

平成22年2月2日

津幡町情報公開審査会

1 審査会の結論

津幡町長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立の対象となった公文書につき、部分非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立及び審査の経緯

公開請求の内容

異議申立人(以下「申立人」という。)は、津幡町情報公開条例(平成12年津幡町条例第55号。以下「条例」という。)第10条の規定により、津幡町長(以下「実施機関」という。)に対し、平成21年10月29日に「地籍調査」について「石川県に提出された申請書と調査した字名と成果表」(以下「本件請求文書」という。)について公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「平成17、18、19、20、21年度地籍調査に関する実施計画及び同作業規程の届出」、「平成18、19、20年度地籍図」及び「平成18、19、20年度地籍簿」の3種類の公文書(以下「本件対象文書」という。)を特定したうえで、本件対象文書が著しく大量であるため、条例第12条第2項の規定により、公開決定等の期限を平成21年11月23日までとする旨平成21年11月9日に申立人に通知した。

その後、実施機関は、平成21年11月17日、本件対象文書について一部を除いて公開する公文書(以下「本件処分」という。)を行い、申立人に通知した。

(公開しないと決定した部分)

地籍簿の地積、所有者の住所及び氏名又は名称の部分

(公開しない理由)

条例第6条第2号に該当

特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがある情報のため

異議申立

申立人は、平成21年12月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立を行った。

諮問

実施機関は、平成21年12月25日に、条例第18条の規定により、津幡町情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立につき、諮問を行った。

3 申立人の主張要旨

異議申立の趣旨

異議申立の趣旨は、本件処分のうち「地積」部分の非公開決定取消しを求めるというものである。

異議申立の理由

申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 津幡町が調査している所は、土地改良事業により区画整理済み土地である。更に測量しても成果はほとんどないはずである。大きな費用を負担し、以前に施行した土地改良事業を否定することになると述べたところ、1坪の増減でも成果になると述べているが、これが法律の主旨なのか、説明を求める。

イ 総務課に「地籍調査前の地番・地積」と「地籍調査後の地番・地積」が黒色でぬられているので、なぜ公開しないのかと問うと、個人情報だからとの返答であり、法律に基づき調査をしたものに守秘義務と述べているが、理由の説明を請求します。

4 実施機関の主張要旨

本件請求文書により請求された公文書について、「石川県に提出された申請書」については、「平成17、18、19、20、21年度地籍調査に関する実施計画及び同作業規程の届出」を、「調査した字名と成果表」については、「平成18、19、20年度地籍図」及び「平成18、19、20年度地籍簿」をそれぞれ対象公文書と特定した。

対象公文書のうち、地籍簿に記されている地積、所有者の住所及び氏名又は名称（以下「本件情報」という。）については、特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそ

れがある情報のため非公開とした。

本件情報のうち、住所及び氏名又は名称については、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、公開条例第6条第2号にいう「個人に関する情報」であり非公開とした。

本件情報のうち、地積については、その情報のみでは「特定の個人を識別することができるもの」とはいえないまでも、最終成果である項目のひとつとして一連の情報と捉えるべきであるので、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、公開条例第6条第2号にいう「個人に関する情報」であり非公開とした。

以上の理由から、本件請求文書に対して公文書部分公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断理由

本件請求文書の性格等について

ア 本件請求文書のうち「調査した字名と成果表」については、公文書の特定としては必ずしも十分とはいえないが、当該請求内容が体系的かつ網羅的に示されている公文書で、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書としては、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第2条第1項第7号の定める地籍図及び地籍簿を実施機関が特定し、その他の公文書は存在しない。

イ このうち、地籍簿には、地籍調査の対象となった地域全域にわたって、毎筆の土地の所在、地番、地目のほか、地積並びに所有者の住所及び氏名又は名称が記載されている。

ウ そこで、実施機関は、地籍簿については、地積並びに所有者の住所及び氏名又は名称が「個人に関する情報」に該当すると判断し、当該部分を黒く塗りつぶしたうえで写しを作成し、その余の部分を公開している。

エ ところで、上記の地籍簿の原本は、上記のような記載事項が一覧となって記載されていることから、特定の個人が当該地域内に、何筆、何平方メートルの土地を所有しているかが分かるものとなっており、これをすべて公開した場合には再編集の方法如何によっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第387条による納税義務者への閲覧・謄写以外には一般に公開されていない土地名寄帳と同類のものを私人において作成可能となる懸念がある。

オ また、地籍図及び地籍簿は、誤差の申出を受けるために、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条により、公告の後20日間、一般の閲覧に供されることとなっているが、実施機関による説明によれば、地権者らから閲覧の申出があった際には、地権者本

人であるか又は地権者本人から委任を受けた者であるかを確認した上、当該閲覧申出人に利害のある地番であるか否か等に配慮をした上、閲覧に供する運用をしており、かつ、地籍簿自体の謄写は認めていないとのことである。

カ さらにいえば、上記のように誤差の申出を受けるために閲覧に供される地籍簿と、県知事等の認証を受けるべき国土調査の成果とは必ずしも一致しないということが国土調査法上の前提となっている。

情報公開条例第6条第2号の該当性について

ア まず、実施機関が非公開とした地籍簿中の「所有者の住所及び氏名又は名称」については、土地の所在、地番、地目の記載と相まって、その記載自体から、特定の個人の土地所有の事実が分かり得るものであることから、条例第6条第2項に定める「個人に関する情報」に該当することは詳論を要しないと考えられる。

イ 次に、実施機関が非公開とした地籍簿中の「地積」については、これが「個人に関する情報」に該当するか否かは検討の余地がある。

ウ 申立人の異議申立の理由は、「所有者の住所及び氏名又は名称」を非公開とするのであれば、「地積」のみでは個人情報といえないのではないかとの趣旨とも善解できる。

エ 確かに、字名と地積のみからでは、特定の個人を識別し得ないかもしれないが、既に地番情報については申立人に公開されていること、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項により何人も登記事項証明書の交付を請求することができることとなっていることから、この地番毎に整理されている不動産登記記録に記載されている情報と照合することにより、特定個人が、当該地域内で何筆、何平方メートルの土地を所有しているかを識別することが可能となる。

オ 従って、既に地籍簿に記載の地番についてまで公開を受けた申立人に対して、改めて地籍簿に記載の地積に関する情報を公開する限りにおいて、当該地積に関する情報に関しても、「個人に関する情報」に該当すると考えるのが相当である。

カ そして、地積に関する情報の部分を黒く塗りつぶした写しを作成し、その余の部分を申立人に公開済みの地籍簿自体に関しては、前記のとおり、謄写などの方法により公開する運用はなされておらず、かつ、これを謄写などの方法により公開する場合、特定個人の権利利益が損なわれる弊害が懸念されるため、少なくとも本条例に基づく公開を認めるのは相当とは思われない。

申立人のその他の主張について

ア 条例第28条第2項は、「この条例の規定は、他の法令等の規定により、閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。」と定めている。これは、他の法令において、特定の行政保有情報について、公開の要件、方法等を制度的に整備している場合は、当該要件、方法等を尊重して、これに委ねる趣旨と解される。

イ 申立人が得たいとする情報が何であるのか必ずしも定かではないが、その情報如何によっては、他の法令等に公開が定められている場合もあるので、申立人におかれては、他の法令等による公開を検討するのが望ましいと思料する。

ウ 申立人は、実施機関が、地籍簿について、一部を公開し、一部を非公開とした後、本件異議申立において、その理由として、国土調査に意義があったかどうかを判断するため、地籍簿記載の「地籍調査前の地番・地積」と「地籍調査後の地番・地積」が得たい情報であったかのように本件公開請求の動機を開陳しているので、一応検討を加える。

エ およそ国土調査法に基づく調査は、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的としており、その中において地籍調査は、一筆地調査により土地の境界の確認等を経た上、より精度の高い最新の測量技法を以て地籍測量を行い、作成された地籍図は、県知事等の認証を受けた後、公図よりも信憑性が高いとされる不動産登記法第14条に定める地籍図として、その成果が反映される。

オ そこで、公費により地籍調査をして、その実益があったか否かを判断することは、地籍調査の前後の地番・地積を対比することによって可能になるものではなく、むしろ、そのような判断をするには、地籍調査後の地籍図と地籍調査前の公図とを比較対照し、かつ、地籍調査に関する実施計画を参照することこそ、直裁的であるといえる。仮に地籍自体にそれ程の変更がなかったとしても、地籍調査の成果によって不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待される。

カ 従って、申立人が上記のような動機に基づいて、本件請求文書の公開を求めたものであったとしても、実施機関が既に地籍調査に関する実施計画並びに地籍図を公開したことによって、一定限度で申立人の述べる要請に応じているといえ、地籍簿記載の「地籍調査前の地番・地積」と「地籍調査後の地番・地積」を公開することの必然性があつたとまではいい難い。

まとめ

以上の理由により、審査会は、1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

平成21年12月25日	諮問書を収受した。
平成22年 1月12日	実施機関（総務部監理課）から理由説明書を受理した。
平成22年 1月21日	第1回目の事案審議を行った。
平成22年 2月 2日	第2回目の事案審議を行った。